

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【公表番号】特表2006-516141(P2006-516141A)

【公表日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2006-024

【出願番号】特願2004-563692(P2004-563692)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/16	(2006.01)
A 6 1 K	31/415	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 6 1 K	31/404	(2006.01)
C 1 2 N	9/99	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 K	31/16	
A 6 1 K	31/415	
A 6 1 K	31/122	
A 6 1 K	31/404	
C 1 2 N	9/99	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月5日(2006.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高血清トリグリセリド又は高血圧を治療するための製薬組成物の製造のための、N D G A又はクルクミンではない5-リポキシゲナーゼ阻害剤の使用。

【請求項2】

高血清トリグリセリドを治療する、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

高血圧を治療する、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

前記製薬組成物が、経口投与形態である、請求項1に記載の使用。

【請求項5】

前記5-リポキシゲナーゼ阻害剤が、アセトヒドロキサム酸誘導体、フェニルピラゾリン誘導体、2-(12-ヒドロキシドデカ-5,10-ジイニル)-3,5,6-トリメチル-1,4-ベンゾキノン誘導体及び3-[1-(4-クロロベンジル)-3-t-ブ

チル - チオ - 5 - イソプロピルインドール - 2 - イル] - 2 , 2 - ジメチルプロパン酸誘導体からなる群から選択される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 6】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤が、アセトヒドロキサム酸誘導体である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 7】

前記アセトヒドロキサム酸誘導体が、N - (3 - フェノキシシンナミル) アセトヒドロキサム酸 (BW 4 A C) である、請求項 6 に記載の使用。

【請求項 8】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤が、フェニルピラゾリン誘導体である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 9】

前記フェニルピラゾリン誘導体が、4 , 5 - ジヒドロ - 1 - (3 - (トリフルオロメチル) フェニル) - 1 H - ピラゾール - 3 - アミン (BW 755c) である、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 10】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤が、2 - (12 - ヒドロキシドデカ - 5 , 10 - ジイニル) - 3 , 5 , 6 - トリメチル - 1 , 4 - ベンゾキノン誘導体である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 11】

前記誘導体が、2 - (12 - ヒドロキシドデカ - 5 , 10 - ジイニル) - 3 , 5 , 6 - トリメチル - 1 , 4 - ベンゾキノン (AA861) である、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 12】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤が、3 - [1 - (4 - クロロベンジル) - 3 - t - ブチル - チオ - 5 - イソプロピルインドール - 2 - イル] - 2 , 2 - ジメチルプロパン酸誘導体である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 13】

前記誘導体が、3 - [1 - (4 - クロロベンジル) - 3 - t - ブチル - チオ - 5 - イソプロピルインドール - 2 - イル] - 2 , 2 - ジメチルプロパン酸 (MK886) である、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 14】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤の有効量が、体重 1 キログラム当たり 0 . 1 μ g ~ 500 mg の間である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 15】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤の前記有効量が、体重 1 キログラム当たり 0 . 5 mg ~ 500 mg の間である、請求項 14 に記載の使用。

【請求項 16】

抗糖尿病化合物、脂質低下薬物及び抗高血圧性化合物からなる群から選択される第 2 の化合物を使用することをさらに含む、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 17】

前記 5 - リポキシゲナーゼ阻害剤及び前記第 2 の化合物が、同時に投与される、請求項 14 に記載の使用。